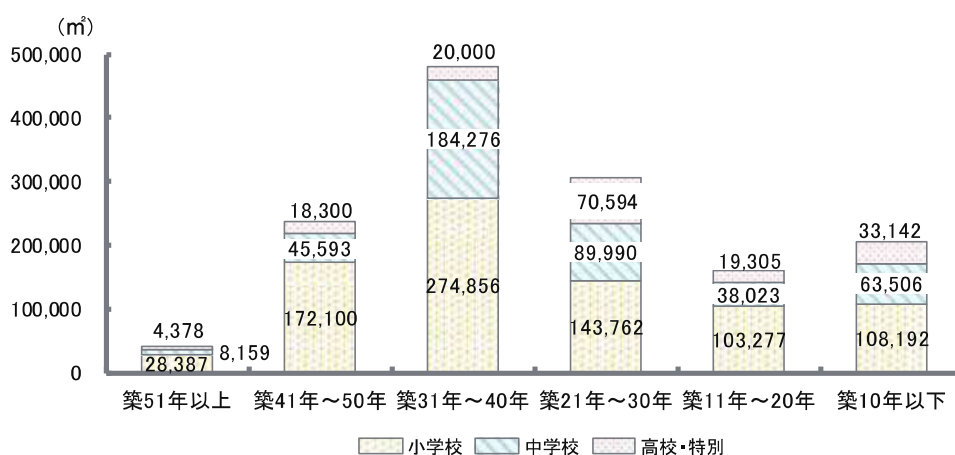


機能の強化として、天井等の非構造部材の耐震化や窓ガラスの飛散防止、灯油式発電機及び蓄電池の設置なども進めているところです。また、学校トイレ快適化事業として、全小・中学校の1系統以上のトイレの快適化をめざし、平成29（2017）年度末で累計実施校100校のトイレ改修を行いました。

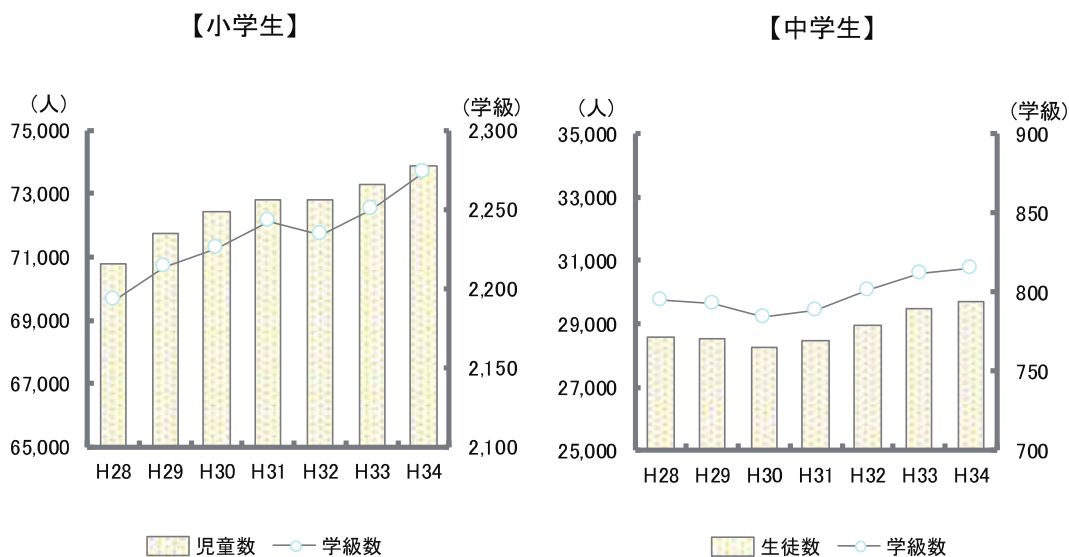
人口150万人を突破した本市では、これからも人口の増加が見込まれており【図表12】、将来人口推計では、年少人口（0～14歳）は平成42（2030）年の20.2万人がピークと想定されています。今後も、児童生徒数の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められます。

図表11 建築年次別学校状況（平成28（2017）年度時点）



資料：川崎市教育委員会事務局調べ

図表12 児童生徒数・学級数長期推計（平成28（2017）年度時点）



資料：川崎市教育委員会事務局調べ

政策目標

スクールガード・リーダー*や地域交通安全員*の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

参考指標

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33(2021))
トイレ快適化整備校数 (小・中・高・特別支援学校)	トイレを快適化した校数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	21 校 (H29(2017))	123 校 以上
エレベータ設置校数の割合 (小・中・高・特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修による エレベータの設置校の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	74.7% (H29(2017))	86.2% 以上
老朽化対策及び質的改善が 行われた学校施設の割合	築年数 20 年以下(平成 25 (2013)年度時点)の学校施設数 +老朽化対策及び質的改善済みの 学校施設/全学校施設 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	28.7% (H29(2017))	50.0% 以上
児童生徒の登下校中の事故 件数	児童生徒の登下校中の交通事故件 数(過去 5 年間平均) 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	28 件 (H28(2016))	25 件 以下

施策 1 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。

- ・ 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導の推進を図ります。
- ・ 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- ・ 学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。
- ・ 通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- ・ 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置				
	・H29 配置数：20名	・配置数：20名			→
	●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置				
	・適正な配置	・継続実施			→
	●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進				
	・通学路安全対策会議の運営 ・危険か所の改善	・継続実施 ・継続実施			→
	●学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進				
	・H28 までに全校一巡 H29 指定校数：4校	・指定校数：4校			→



地域交通安全員による
登下校時の見守り



学校防災教育研究推進校における
仮設トイレの設置訓練

施策 2 安全安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。

学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進します。また、非構造部材の耐震化や灯油式発電機、蓄電池の整備といった学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

★「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。

★校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。

★子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修を加速化し、平成 34（2022）年度末の完了をめざして、高等学校等を含めた本市のすべての学校においてトイレの快適化を推進します。

・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合うための教育環境の整備を進めるため、エレベータ設置など施設のバリアフリー化を推進します。

・東日本大震災の被害の状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、天井等、非構造部材の耐震化や窓ガラスの飛散防止を行うとともに、灯油式発電機や蓄電池の整備など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
★ 学校施設長期保全計画推進事業	●学校施設の長寿命化・再生整備の推進				
	既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。	- 校舎の工事：H29 17 校 - 体育館の工事：H29 16 校	- 校舎の工事：13 校 - 体育館の工事：16 校	- 校舎の工事：20 校 - 体育館の工事：5 校	- 校舎の工事：13 校 - 体育館の工事：3 校

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
★ 学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	●学校トイレの環境整備の推進				
	・H29 完了数：21 校	・完了校数：26 校	・完了校数：58 校	・完了校数：88 校	・完了校数：123 校
	●既存校のエレベータ設置の推進				
	・H29 完了数：130 校	・完了校数：135 校	・完了校数：140 校	・完了校数：145 校	・完了校数：150 校
	●体育館の灯油式自家発電機の設置の推進				
	・H29 完了校数：136 校	・完了校数：155 校	・全校設置完了		
	●非常用電源としての蓄電池の整備				
	・H29 完了校数：40 校	・完了校数：46 校	・完了校数：52 校	・完了校数：58 校	・完了校数：64 校
	●窓ガラスの飛散防止の推進				
	・H29 完了校数：61 校	・完了校数：67 校	・完了校数：68 校 (残りの学校は再生整備等により対応)		
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施				
	・適切な管理の実施	・継続実施	→		



改修前の体育館



改修後の体育館



快適化された学校トイレ

施策３ 児童生徒増加への対応

将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発や人口動態を基に児童生徒数の将来推計値を算出し、特に、増加地域においては、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。

- 子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、児童生徒数の動向等に応じて、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増築等を実施します。
- 大規模な集合住宅の開発が進展している小杉駅周辺地区については、小杉小学校の平成 31（2019）年度開校に向けた取組を進めます。また、新川崎地区については、開発動向や周辺校の状況を注視しながら、児童生徒増加への対応の検討を進めます。



小杉小学校の完成予想図

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施				
	・推計の実施	・継続実施			→
	●児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討				
	・対応の検討	・継続実施			→
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討				
	・調査・検討の実施	・継続実施			→
	●小杉小学校の開校に向けた取組の推進				
	・新築工事	・新築工事・完成	・開校		
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進				
	・開発動向を踏まえた開校時期の検討	・開校時期の検討及び検討結果に基づく取組の実施			→
	●計画的な施設整備				
	・末長小、西梶ヶ谷小 増築工事（完成） ・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事	・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事（完成）	・東住吉小、東小倉小 増築工事	・東住吉小、東小倉小 増築工事（完成） ・高津小、柿生小 増築工事	・2校程度の増築を実施 ・高津小、柿生小 増築工事（完成）

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

新学習指導要領の全面実施に対応し、学校教育の改善・充実に努めることができるよう、学校運営体制の再構築を行うとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」への転換を進めます。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

現状と課題

学校において教員は、学習指導や児童生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、国の調査において教職員の長時間勤務が指摘されていることから【図表 14】、教職員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。

複雑化・多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。また、平成 29（2017）年 4 月に実施された県費負担教職員の市費移管を契機に、本市の実情に即した学校運営ができるよう、教職員定数の充実などを推進するとともに、教職員の業務の負担軽減に向けて、教職員が心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる職場づくりに向けて、学校や教員の業務の見直しを図り、教員が本来的な業務に一層専念できる体制を整えることが必要です。

新学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。

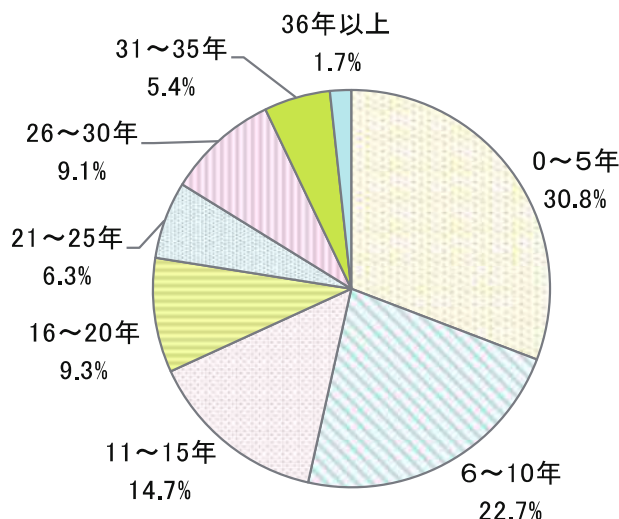
平成 29（2017）年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務化などが規定されました。これまで本市では、子どもや保護者、地域住民、教職員からなる学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組をさらに充実させることで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。

第1期実施計画期間を通じて、地域の教育資源や人材を活用している学校の割合や課題を全教職員の間で共有している学校の割合、また教職員が研修に参加して学校教育活動に反映させている学校の割合は年々増加しており、学校の教育力は着実に向上していることが分かります。今後も、各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当*が各学校を丁寧に支援するとともに、その配置の特性を活かして地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進することで、学校の教育力を高めていくことが期待されています。

また、在職年数10年以下の教員が半数を占めており、経験の浅い教員も多いことから【図表13】、授業力や学級経営力の育成に向け、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修プログラムの実施など、時代に応じて必要とされる資質・能力を育成していく必要があります。

改正教育公務員特例法に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用し、教員等としての資質の向上に関する指標を定めるなど、教員のさらなる指導力・人間力の向上に努めることが求められています。

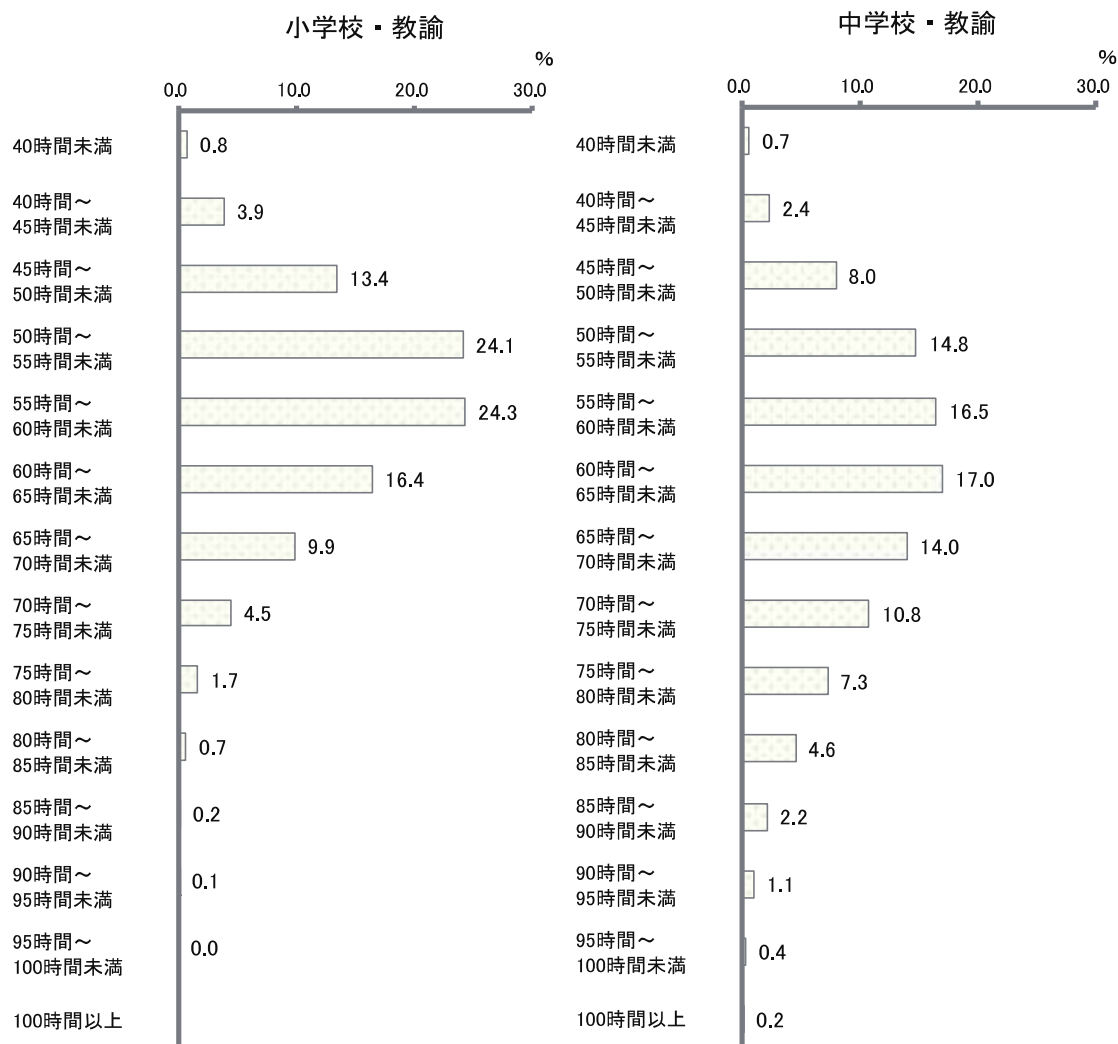
図表13 平成29（2017）年度在職年数別教員数
（正規教員のみ、総数5,444人）



資料：川崎市教育委員会事務局調べ
※ 5月1日現在の教員数

図表 14 1 週間の学内総勤務時間の分布

(全国の小・中学校から抽出した学校に勤務する教諭(主幹教諭・指導教諭を含む。))



資料：文部科学省による教員勤務実態調査（平成 28（2016）年度）の集計（速報値）

政策目標

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

参考指標

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33(2021))
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり	学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている 【出典：全国学力・学習状況調査】	92.7% (H29(2017))	96.0% 以上
学校の組織・チーム力	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している 【出典：全国学力・学習状況調査】	97.6% (H29(2017))	100%
教職員の資質向上	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている 【出典：全国学力・学習状況調査】	97.0% (H29(2017))	98.0% 以上
地域とのつながり	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 47.4% 中3 31.9% (H29(2017))	小6 57.5% 中3 33.0% 以上
学校への好感度	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 94.4% 中2 89.9% (H29(2017))	小5 94.0% 中2 90.0% 以上

施策1 学校運営体制の再構築

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

★教職員の勤務実態調査*の結果に基づき、モデル校での実践を行いながら、教職員の働き方改革や各学校における運営体制の再構築に向けた取組を進めます。

★教職員の業務の効率化や円滑な学校運営に向け、業務内容等の検討を行います。

- ・各学校が運営計画に沿って学校運営費を効率的・効果的に執行できるよう、予算調整制度を活用し、学校の円滑な運営を支援します。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 学校業務マネジメント支援事業 学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組を推進します。	●学校運営体制の再構築に向けた取組				
	・教職員勤務実態調査の実施	・調査結果の分析及び効率的・効果的な学校運営体制の検討	・モデル校における試行実施	・試行結果を踏まえた取組の実施	→
	●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施				
	・学校業務検討委員会等での取組検討及び順次実施	・検討結果に基づく取組の実施			→
	・ノー部活動デーの導入など部活動の運営改善	・事務支援員配置による負担軽減の実施			→
		・部活動顧問として技術指導や大会の引率等を行う部活動指導員配置による負担軽減の実施			→
	●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用				
	○ 学校法律相談の実施				
	・相談実施	・継続実施			→
	○ 各校の実情に応じた予算調整制度の運用				
	・制度運用	・継続実施			→

施策 2 学校運営の自主性、自律性の向上

「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価*、夢教育 21 推進事業*等の活用の推進を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- ・教員・保護者・地域住民が一体となった学校運営の取組の成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域が連携した、よりよい教育の実現をめざします。
- ・各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。
- ・学校の抱えるさまざまな課題に組織的に対応できるよう、区・教育担当を中心にきめ細やかに学校を支援することにより、困難を抱える子どもの小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ・「区・学校支援センター*」により、地域人材を活用した学校と地域社会の活性化をめざした取組を推進します。



【中学生死亡事件について】

平成 27（2015）年 2 月に本市で発生した中学生死亡事件について、教育委員会事務局においては「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」を設置し、報告書の公表を、全庁的には外部有識者の意見も踏まえ、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」における検証を行い、同年 8 月に「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」の公表を行いました。

緊急対策として相談窓口の開設や各学校の校内指導体制の点検・強化、長期欠席者の調査に基づいた各学校への支援等を行いました。また、庁内対策会議の報告を踏まえ、子どもの居場所に関する取組や情報モラル教育、保護者・地域との連携、警察や関係機関相互の連携等取組の強化を図るとともに、本市の教育・福祉・保健分野の連携をより一層強め、次世代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も生まない環境を整えています。

二度とこのような事件を繰り返さないために、教育委員会や学校のみならず全市一体となった体制で、これまで以上に教育・福祉・保健等が連携を図りながら、再発防止の方策に取り組んでいきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
地域等による学校運営への参加促進事業	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進				
	・各校の取組推進	・継続実施	→		
	●学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえた在り方の検討				
	・H29 コミュニティ・スクール数：10校	・運営支援の継続及び在り方の検討	・運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施	→	
	●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発				
	○ コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム*の開催				
	・各1回実施	・継続実施	→		
	○ 取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布				
	・作成・配布	・継続実施	→		
区における教育支援推進事業	●区における教育支援の推進				
	○ 学校運営全般に対する支援				
	・支援の実施	・継続実施	→		
	○ 地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化				
	・連携した取組の実施	・継続実施	→		
	○ 各区の「要保護児童対策地域協議会*実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進				
	・連携強化及び支援	・継続実施	→		
	●「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進				
	・登録・紹介	・継続実施	→		

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進				
	・事業実施	・「夢教育 21 推進事業」の継続実施			→
	●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施				
	・学校評価の実施	・継続実施			→
	●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援				
	・学校教育ボランティアの配置	・継続実施			→



コミュニティ・スクールの
実践成果を普及・啓発するための
「コミュニティ・スクール・フォーラム」



夢教育 21 推進事業を活用した
地域の方へのコンサート

施策3 教職員の資質向上

採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善することで、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。また、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、さまざまな研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

- ・平成 29（2017）年度に実施された教職員定数の決定権限移譲や給与負担の市費移管等を踏まえ、より一層学校の実情に即した教職員配置ができるよう取組を進めます。
- ・首都圏をはじめ地方都市においても説明会を実施するなど、採用試験に関する広報や本市の教職員として働く魅力の発信を充実させるとともに、特別選考試験の実施や大学推薦制度の活用により、より優秀な人材を安定的に確保します。
- ・平成 29（2017）年4月に改正された教育公務員特例法の規定に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用して策定した教員の資質向上に関する指標などに基づき、研修の再構築を行います。
- ・教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージ研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、学校を支えるミドルリーダーの育成に取り組めます。
- ・教員同士の学び合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教員の授業力向上に向けた取組を進めます。



初任の教員を対象として行う
八ヶ岳少年自然の家での宿泊研修

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
教職員研修事業 子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。	●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施				
	- 教育公務員特例法の改正に伴う、教員の職責、経験及び適性に応じた育成指標の設定と研修内容の見直し - 大学との連携による教員等育成協議会の設置（H29）	育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築	育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施		→
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会*」の実施				
	事業実施	継続実施			→
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施				
	定数算定等の実施	施策推進に資する定数算定及び配当			→
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施				
	インターネット電子申請での申込を開始（H29）	適切な採用選考の実施及び次年度に向けた実施内容の検討			→
教育研究団体補助事業 各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	●学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施				
	適正な実施	継続実施			→
教育研究団体補助事業 各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	●各団体の活動支援				
	事業実施	継続実施			→

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっており、生涯学習の推進によるさまざまな世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが求められています。各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として主体的にいきいきと活動する力を培うための環境の醸成に取り組んでいきます。

現状と課題

核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

また、本市が実施した「川崎市子ども・若者生活調査」から把握された現状・課題の分析として、経済的に厳しい状況にある世帯では子育てのことを相談できる相手がいない傾向にあるなど孤立しがちであり、支援等に関する専門的な相談を受けられていない可能性があるなど、子育て・生活全般に関する不安や悩みが大きくなっているのではないか、と言及されています。

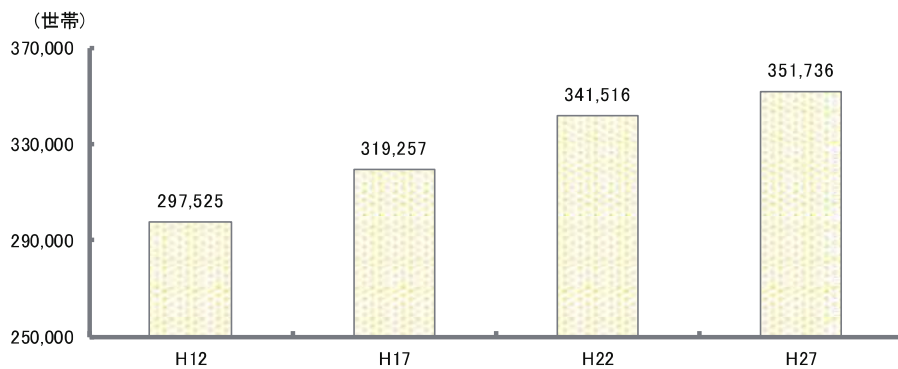
市民館や PTA 等が開催している家庭教育を支援するさまざまな取組に参加できない家庭や、家庭教育を十分に行う余裕がない家庭もあり、それらの家庭に対する支援が求められています。

本市では、子どもが 18 歳未満の世帯数に占める共働き世帯の割合が 51.4%となっています【図表 16】。全国的にも共働き世帯は年々増加傾向にあるとともに、核家族世帯も増加しており、今後、家庭の教育を支える地域の力がますます重要になってきます。また、子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域のつながりをつくっていくことが必要です。

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7 行政区と 51 中学校区に地域教育会議が設置され、地域住民の主体的な参加のもと、行政・学校との協働によって運営され、教育について、子どもを含めて地域全体で考え合うための活動が進められています。近年、その担い手が不足しているなどの課題もあり、今後、地域教育会議のさらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。

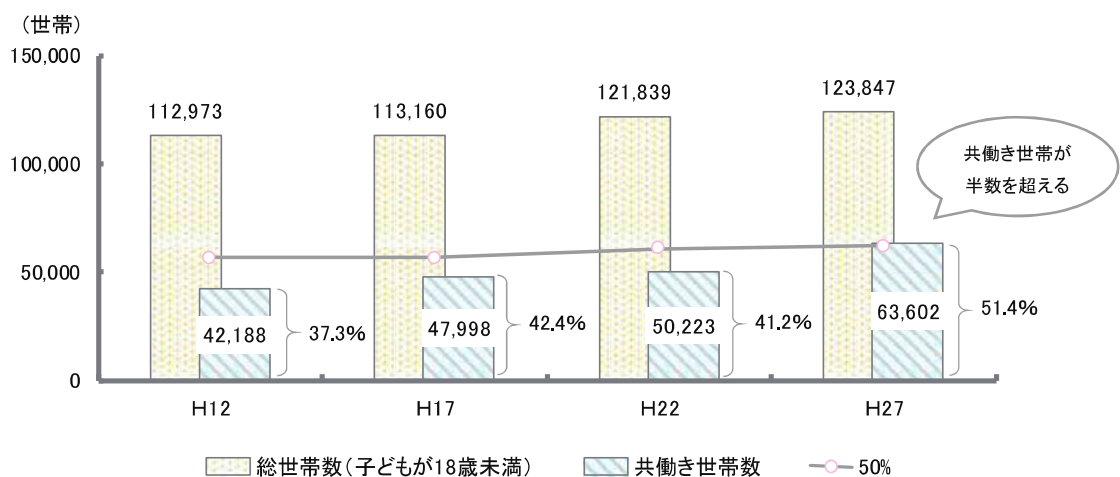
平成 26（2014）年度から、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる「地域の寺子屋事業」を展開しており、今後、さらに取組を拡充させていくことが求められています。

図表 15 核家族世帯の推移（市）



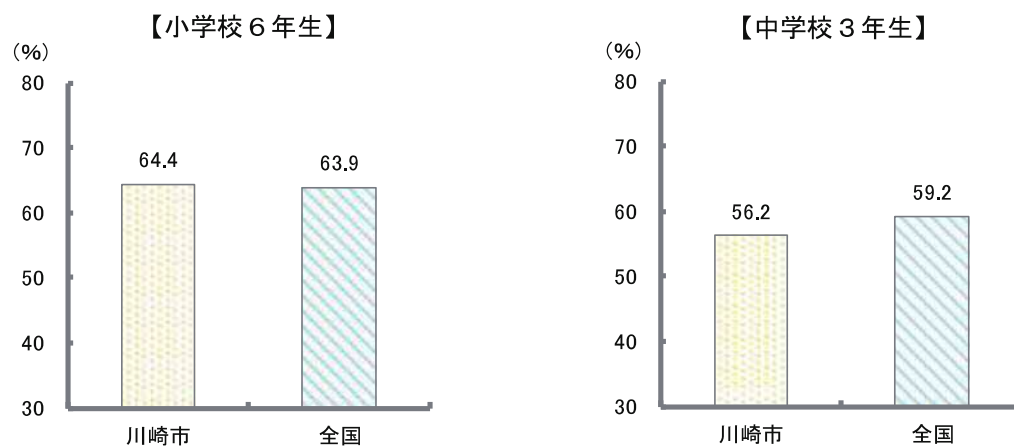
資料：国勢調査

図表 16 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯の推移と割合（市）



資料：国勢調査

図表 17 「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合（平成 29（2017）年度）



資料：全国学力・学習状況調査

政策目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

参考指標

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33(2021))
家庭教育事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数 【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】	23,253 人 (H28(2016))	23,500 人 以上
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 【出典：家庭教育事業参加者アンケート】	92.4% (H28(2016))	92.5% 以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育事業の開催数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	172 回 (H28(2016))	175 回 以上
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	88.8% (H28(2016))	92.0% 以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	親や教師以外の地域の大人と知り合うことができた児童の割合 【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】	88.6% (H28(2016))	92.0% 以上

施策 1 家庭教育支援の充実

近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、従来の方法では家庭教育学級に参加できなかった人々への支援を行うなど、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ・企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。
- ・学びへのきっかけづくりとして、教育文化会館・市民館・分館における「家庭・地域教育学級」の開催、「PTA 家庭教育学級」の支援のほか、「家庭教育推進連絡会*」や、子育て支援を所管する各区役所・関係部局、地域のさまざまな主体と連携した、家庭教育を支援するための学習機会の充実に取り組みます。
- ・家庭教育に対する支援を必要としている人に情報が届けられるよう、確実な情報発信を行います。



【家庭教育支援事業について】

家庭教育は、学校の教育や地域の教育力とともに、子どもを育むための大事な柱です。

教育文化会館・市民館を中心に、各区で「家庭教育推進連絡会」、「家庭・地域教育学級」の開催や、「子育て支援啓発事業」、「家庭教育支援講座」のほか、「PTA 家庭教育学級」への講師派遣、保育ボランティアの育成など、幅広く家庭教育推進事業が展開されています。

今後、さらに、地域教育会議や市民活動団体、企業などと協働しながら、学びの内容や手法も工夫して、これまで教育文化会館・市民館の講座に参加できなかった方々も参加できるような機会を創出していきます。

〔PTA 家庭教育学級〕

子どもの理解や親の役割、家庭環境や地域課題をめぐる諸課題についての学習を、小・中学校 PTA を中心に全区で開催しています。（平成 28（2016）年度：163 校で開催）

学習テーマはさまざまですが、朝食や給食などを通じた食育、お金の大切さ、いじめや暴力防止、携帯電話やスマートフォンの利用に伴う情報モラル、子どもとのコミュニケーション、自主性を引き出すコーチングなどをテーマとした学習などに取り組んでいます。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
家庭教育支援事業 子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。	●市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供				
	・事業実施（全区）	・家庭・地域教育学級等事業の実施			→
	●PTAによる家庭教育学級開催の支援				
	・H28開催数：163校	・開催数：163校以上			→
	●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進				
	・全市・各区で実施	・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催			→
	●企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進				
	・H28開催数：2講座	・継続実施			→



各市民館等で配布している
家庭教育の啓発リーフレット



教育文化会館における家庭・地域教育学級
「はじめてママの交流会」

施策2 地域における教育活動の推進

地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めていきます。

- ・各行政区と各中学校区に設置されている地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。
 - ・子ども会議*や地域教育会議の活動をはじめとして、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域の一員としての自覚を育みます。
 - ・「子どもの泳力向上プロジェクト*」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域の力で子どもたちを支援していきます。
- ★シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」について、全小・中学校への展開に向けて取組を推進します。地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図るとともに、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。



地域の寺子屋事業：学習支援



地域の寺子屋事業：体験活動



【地域教育会議について】

本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、市内の各行政区と各中学校区に地域教育会議が設置されています。

地域教育会議は、1980年代の学校教育がさまざまな課題を抱えていた時代に、教員・保護者・住民が共に教育という視点から地域課題に取り組み、市民が自らの責任として、教育改革を進めていこうという論議が高まり、市民からのボトムアップによって生まれた、川崎市独自の組織です。

地域教育会議では、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などが開催され、教育について子どもを含めて住民みんなが考え合うための意識づくりが進められています。

長い活動の中で、地域教育会議の担い手が不足してきているなどの課題も出ていますが、地域の在り方を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっている今、地域の現状を良く知る住民や関係者が集い、協力して実践していく地域教育会議の重要性はさらに増しています。

【行政区と中学校区の地域教育会議の役割】

- 行政区では、中学校区地域教育会議の支援・補完を通したネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートのほか、地域の人びとの教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能します。
- 中学校区では、住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域における子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能します。



地域教育会議の活動
「菅のまちリレー」

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
地域における教育活動の推進事業	●各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援				
	・研修会の実施等による支援	・継続実施			→
	●地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進				
	・交流会の開催	・継続実施			→
	●市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携				
地域における教育活動の推進事業	・会議等の実施	・継続実施			→
	●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施				
	・H28 参加者数：2,814 人	・参加者数：2,830 人以上			→
地域の寺子屋事業	●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進				
	・H30.3 までの設置か所数：38か所	・設置か所数：77 か所	・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充	→	・全小・中学校設置完了
	●養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保				
	・H28 参加人数：578 人	・参加人数：1,000 人	・参加人数：1,500 人	・参加人数：2,000 人	・参加人数：2,500 人
	●地域の寺子屋推進フォーラム*の開催による普及・啓発				
地域の寺子屋事業	・年1回開催	・継続実施			→

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築や、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域の多様な市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を主体的にいきいきと地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組めます。

現状と課題

社会を取り巻く環境が急激に変化する中で、地域の課題や市民生活が多様化してさまざまなニーズが生じており、行政だけでそれらに應えるには限界があります。生涯にわたって学習し、自己の能力を高め、地域のために活動する人材を育成するとともに、地域課題を学び、解決していくための市民活動を促進することが求められています。

地域の生涯学習の拠点である教育文化会館や各区市民館・分館において多様な学びの機会を提供するとともに、学びを通じて市民同士や団体同士をつなげ、地縁のみならず「知縁*＝学びによるつながり」による新たな絆を創造することで人間関係を紡ぎ、豊かにしていくことが期待されています。

また、平成 28（2016）年度に実施した市民アンケートの結果を見ると、およそ半数の市民が、自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと考えていることから【図表 18】、それらの市民が持つ力を活用する場や機会の提供など、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材を育成することが必要です。

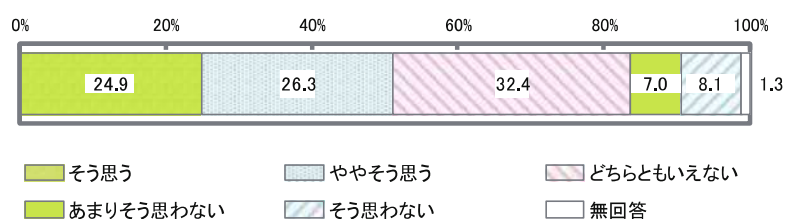
地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されている昨今では、高齢者などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。地域コミュニティの活性化に向けて若者からシニアまでの多様な世代の持つ力を活用するとともに、子育て世代の地域参加やシニア世代の生きがいにもつなげられるよう、地域社会への参加を支援する取組を推進する必要があります。

さらに、すべての市民が地域社会の構成員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無に関わらず、さまざまな市民が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援などを行う必要があります。

地域における市民の学びを支援するためには、生涯学習環境の整備・充実が必要です。本市では、市立小・中学校との連携、大学等と連携した図書館の相互利用や、各種市民団体・機関等との連携事業等を積極的に展開してきました。近年では、近隣自治体と市立図書館の相互利用に関する協定を結び、さらなる図書館事業の充実を図っています。図書館施設以外での貸出・返却に対するニーズの高まりなど、今日の社会状況にあわせた市民サービスの向上に向けて検討していくことが必要です。

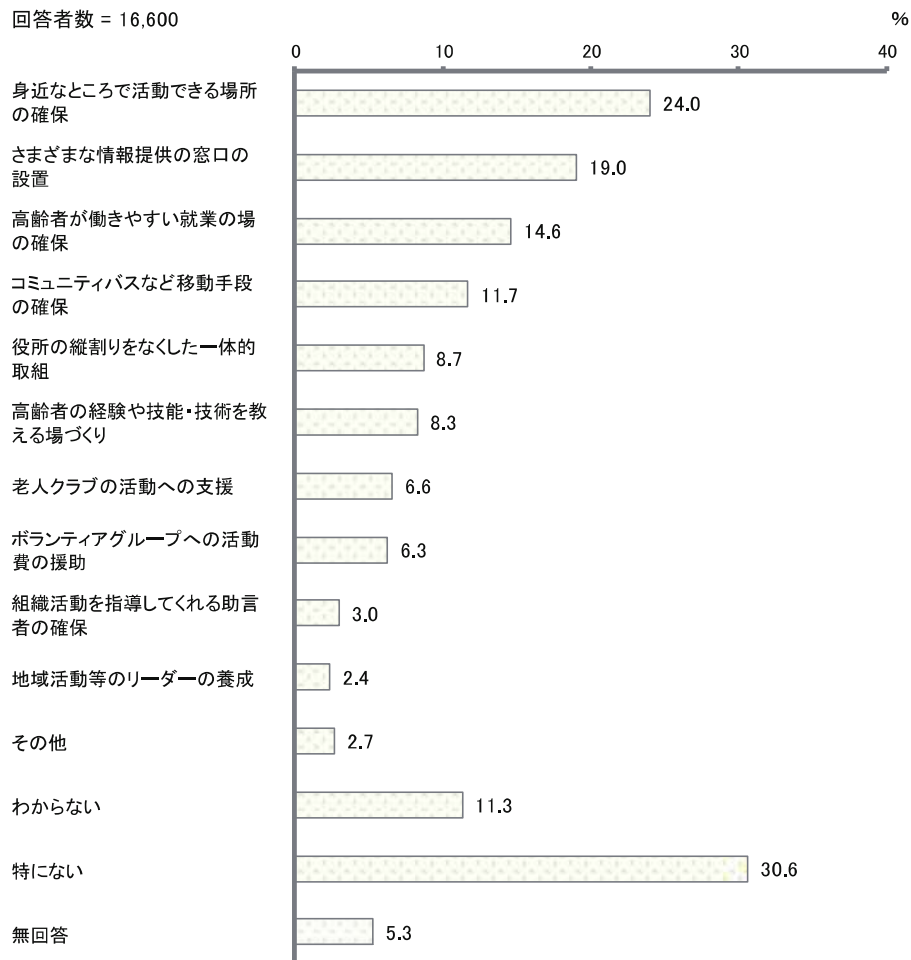
また、市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室を開放して市民の生涯学習を推進しています。今後も地域の身近な場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが求められています。

図表 18 あなたは、自分の知識や技術を、地域や社会に活かしたいと思いますか



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査（平成 28（2016）年度）

図表 19 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか



資料：平成 28 年度 川崎市高齢者実態調査報告書